SATO一GROUPが発信する、知って得する・知らなきゃ損する情報

## SATO通信

81号

hssr.sato-group.com

緊急人材確保奨励金制度 (スノチャレ) が復活する予定です!

※求人を出していて、道内の事業所に対象者を雇い入れた場合、 **従業員と事業所に10万円ずつ** 奨励金が支給される制度です。 (事業所へは1回のみ)

★求人媒体による雇い入れが要件となりますので制度を利用する方は **求人を掲載してください**。

1)対象者の要件(追加)

「離職期間が1ヶ月以上あること(道内在住者の場合)」

2) 対象職種(追加)

<u>「その他サービス(添乗員、観光案内人など)」</u>

- 3) 6月1日以降、9月15日頃までの雇い入れ
- 4) 9月30日迄に3週間につき10日以上の勤務実績

対象職種:建設・電気工事・土木、機械整備・修理、製品製造・加工、農業、自動車運転、保健医療(看護師・保健師・助産師・医療技術者)<u>※医師・薬剤師は除く</u>) 社会福祉(福祉相談・指導専門員、保育士、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、 福祉施設指導専門員)、介護サービス、教員、営業、その他保安(警備員など)、清掃、 サービス(生活衛生、保健医療、調理、接客・給仕、添乗員、観光案内人)

SATO-GROUP

北海道SATO社会保険労務士法人 労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011 (351) 9914 FAX 011 (712) 0121



当制度は6月下旬から 受付開始の予定の為、 制度内容が変更される 可能性があります。

©2008-2023-SATO-GROUP·北海道SATO社会保険労務士法人 All Right Reserved